

堺障援第490号
令和2年5月8日

各指定共同生活援助事業所管理者様
各指定施設入所支援事業所管理者様

堺市健康福祉局障害福祉部
障害者支援課長

新型コロナウイルスへの対応に伴う
共同生活援助、施設入所支援の取扱いについて

平素は、本市障害者福祉行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、この度、別添のとおり、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課より令和2年4月28日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第5報）」が示されました。
つきましては、本市において、共同生活援助、施設入所支援の取扱いについて、下記のとおりとしますので、ご確認の上ご対応いただきますよう、よろしく願いいたします。

記

- 1 共同生活援助、施設入所支援に係る居宅等における支援の取扱いについて
 - (1) 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、利用者が自宅に戻った場合であって、共同生活援助事業所、施設入所支援事業所の職員が利用者の状況に応じ、訪問や電話連絡等を通じて直接支援や健康管理、相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合は、報酬算定できます。なお、支援の提供に係る具体的な内容を個別支援計画に位置づけ、実施した内容を記録してください。
 - (2) 今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、利用者の家族の希望等により自宅において生活する場合のほか、事業者が自宅で受け入れが可能な利用者に自宅での生活をお願いする場合は、当該事業者が、利用者や家族の方に丁寧に説明を行いその理解を得るとともに、家族の支援等により自宅での受入れが可能であることを確認する必要があることに留意してください。
- 2 算定方法について
 - (1) サービス提供を行った日について実施施設、障害支援区分に応じた基本報酬を算定する。
 - (2) 加算については、令和2年4月28日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

(第5報)」の別添問6及び問15から問18までに基づき算定する。

- ※ 本取扱いは、令和2年4月9日からとします。なお、今後、厚生労働省から新型コロナウイルスへの対応に伴う報酬等に関する新たな取扱いが示された場合には、変更することがあります。

[問合せ先]

堺市 健康福祉局 障害福祉部

障害者支援課 藤井、増田(有)

TEL : 072-228-7510

FAX : 072-228-8918